第２　その他の道府県の地域防災計画

強化地域に係る都県及びこれに隣接する府県以外の道府県の地域防災計画においては、緊急輸送車両の確認に関する事項を定めるほか、当該道府県の地理的条件その他の諸情勢を考慮の上、管轄都県警察で定める基準を参考として所要の事項を定めるものとする。

第５編　その他の自然災害対策

風水害対策、火山災害対策及び雪害対策に関し、国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置並びに地域防災計画の作成の基準となるべき事項については、第２編に定めるもののほか、本編において定める。

第１章　風水害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

警察庁は、水防月間等を通じ、大規模な風水害に係る都道府県警察の行う各種防災対策に関し指導調整を行うものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　国民の防災活動の促進

１　避難誘導対策

⑴　避難路等の周知徹底

都道府県警察は、平素から各種講習会、研修会の場等を通じて、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。また、地下街等不特定多数の利用者が集合する施設等においては、その利用者等に対して、施設管理者と連携して、避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。

⑵　土砂災害警戒区域等の周知徹底

都道府県警察は、ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害発生時の行動マニュアル等について分かりやすく示すものとする。

２　防災訓練等の実施

都道府県警察は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

第２　災害発生直前の対策

１　風水害に関する警報等の伝達

都道府県警察は、被害を及ぼすおそれのある洪水等の状況を把握した場合は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。

その際、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等にも配慮するものとする。

２　住民等の避難誘導

都道府県警察は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行う。また、地下街等不特定多数の利用者が集合する施設等については、施設管理者と連携を図りながら警戒活動を行う。

その結果、危険と認められる場合には、住民等に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。その際、以下の点に配意するものとする。

・　住民等への避難勧告等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して迅速かつ的確な伝達に努めること。

・　避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めること。

・　ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じ実施すること。

・　情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するよう努めること。

３　災害未然防止活動

都道府県警察は、河川管理者等が洪水及び高潮による被害の発生を未然に防止するためダム、せき、水門等の操作を行うに当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、交番、駐在所、パトカー等の勤務員等を通じて住民等に対して当該操作に関し必要な事項を周知徹底するものとする。

第３　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

都道府県警察は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講じるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

第２章　火山災害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

警察庁は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　情報の伝達及び避難誘導体制の整備

１　火山情報等の伝達体制の整備

都道府県警察は、火山の異常な活動を把握した際の情報等を住民等に伝達する体制の整備を図るものとする。

２　住民等の避難誘導体制の整備

都道府県警察は、平素から避難場所、避難路等について住民等への周知徹底に努めるものとする。また、災害発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

第２　災害発生直前の対策

１　火山災害に関する情報の伝達

都道府県警察は、気象庁から臨時火山情報、緊急火山情報等が発表された場合には、速やかに交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し、迅速かつ的確に伝達するものとする。

２　避難誘導

都道府県警察は、警戒区域が設定された場合には、適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路の所在その他の避難に資する情報の伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等に配慮するものとする。

第３　二次災害の防止

都道府県警察は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

第４　継続災害への対応

１　避難対策

都道府県警察は、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、関係機関から得た火山現象に関する情報を住民等へ的確に伝達するための体制及び状況に応じた警戒避難体制の整備を図るものとする。

２　安全確保対策

都道府県警察は、火山災害の状況に応じ、火山泥流、土石流対策等適切な安全確保方策を講じるものとする。